

北海道東部の竪穴住居跡群調査 第1次調査実施計画

(平成 27 年 9 月 30 日 教育庁文化財・博物館課長決定)

(平成 28 年 5 月 20 日 教育庁文化財・博物館課長一部改正)

(平成 28 年 6 月 22 日 教育庁文化財・博物館課長一部改正)

1 調査の目的

北海道には、先史時代の住居跡が窪みとして残り、それらが密集して分布する竪穴住居跡群(以下、竪穴群と略称する)が多く確認されている。特に道内東部には、国内には他に例のない大規模な竪穴群がいくつも見られ、北海道を代表する文化財のひとつとして、世界遺産暫定一覧表に記載するよう文化庁に提案された経緯もある(平成 19 年北海道・北見市・標津町共同提案「北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居跡群」)。

しかしながら、竪穴群の全体像はなお十分に把握されておらず、上記の提案に対してもその価値の説明や、資産構成の検討、海外の類似遺跡との比較などがなお不足していることが指摘された。

このような状況を考慮して、北海道東部を中心とした竪穴群に関する基本的な情報を整備し、現状の客観的な把握を踏まえて、将来の世界文化遺産登録をも視野に入れた積極的なその保護を推進するため、計画的な調査を行おうとするものである。

2 北海道教育推進計画との関係

「北海道教育推進計画」基本目標 5 北海道らしい生涯学習社会の実現

基本方向 11 文化・芸術活動の推進

施策項目 36 文化財の保存・活用

対応方向：文化財の調査・保存・活用の推進

：世界遺産登録へ向けた取組の推進

3 調査内容

(1) 調査対象

宗谷・オホーツク・釧路・十勝の各総合振興局及び根室振興局管内に所在する竪穴群を対象とし、必要に応じて隣接地域を含める。第1次調査では、オホーツク海沿岸に面する地域を重点的に調査する。

(2) 調査期間

第1次調査は、期間を平成 27 年度から平成 29 年度までとする。

(3) 調査項目

調査の目的・方法に応じて大きく二つの構成に分ける。

1) 総合調査

広範囲に所在する竪穴群の基礎的な情報・現状を把握することを目的とした調査を行う。

ア 文献調査：既存の文献を収集し、遺跡の情報を抽出して、竪穴群のデータベースを作成することによって、基礎的な情報を大局的に把握し、今後調査すべき諸項目を明らかにする。

イ 現地踏査：竪穴群の位置情報、遺跡の景観及び遺構の保存状況など、文献資料では把握することができない情報を調査するため、遺跡を踏査する。

ウ 「北海道東部の竪穴群の概要」作成：竪穴群の調査・研究の来歴、遺跡の分布・性格についての概要などを記載した竪穴群について北海道教育委員会としての見解をまとめ、広く一般に周知し、その理解を助ける内容を公開する。

2) 個別調査

特定の遺跡を選定し、詳細な調査を行う。

ア 測量調査：精度の高い測量図・遺構配置図を作成する。測量に際しては以下の点に留意する。

①竪穴群を対象とした過去の考古学的調査・研究を精査し、近年の測量手法・技術の検討を踏まえた測量調査を行う。

②広範囲に及ぶ竪穴群をどのような視点で、いかなる情報を取得すれば、全容を把握することができるのかについて、実際に調査を試行して成果を蓄積する。

イ 発掘調査：竪穴群の基礎的な情報を収集するという観点から、調査計画を設定し実施する。

ウ 関連資料調査：過去に行われた測量調査・発掘調査の再検討を行う。調査経過・図面等を精査し、今日

的な視点による遺物再整理も視野に入れ、調査成果を再構成する。

4 調査体制

- (1) 調査は、文化財・博物館課文化財調査グループが所掌する。
- (2) 北海道教育委員会は、有識者で構成する懇談会（別紙参照）を開催し、調査に関する意見を交換し、適切な調査運営に資する。
- (3) 総合調査は、文化財保護主事が実施する。
- (4) 個別調査は、北海道立埋蔵文化財センターの指定管理者である公益財団法人北海道埋蔵文化財センターが指定管理業務（重要遺跡確認調査）として実施する。
- (5) 個別調査の過程で、測量・理化学的な分析等、高度に専門的な技術が必要とされる業務が生じた場合は、必要に応じて研究機関・専門業者等に委託して実施する。

5 調査経費

総合調査の経費は、文化財保存対策費から執行する。調査の状況を受けて、所要経費の精査を行う。

6 年次目標

- (1) 総合調査の年次毎の目標は次のとおりとする。
 - ア 平成 27 年度
データベース構築試行、「北海道東部の竪穴群の概要（暫定版）」作成
 - イ 平成 28 年度
オホーツク海沿岸に所在する竪穴群の現地踏査（遺跡の選定、現地踏査など）、データベース構築実施
 - ウ 平成 29 年度
オホーツク海沿岸に所在する竪穴群の現地踏査（前年度の補足調査、遺跡位置情報の把握など）、「北海道東部の竪穴群の概要（第 1 次調査）」作成、第 2 次調査計画作成
- (2) 個別調査の目標は次のとおりとし、詳細については埋文センターとの協議に基づいて別に定める。
 - ア 平成 27 年度
道指定史跡「シブノツナイ竪穴住居跡」の竪穴群の詳細測量等
 - イ 平成 28 年度
道指定史跡「シブノツナイ竪穴住居跡」の竪穴群の詳細測量・地形測量等、関連資料調査
 - ウ 平成 29 年度
道指定史跡「シブノツナイ竪穴住居跡」の竪穴群の発掘調査（試掘等）、関連資料調査

7 成果の公表

- (1) 「北海道東部の竪穴群の概要」を当課のホームページで公開する。
- (2) 個別調査の成果を道立埋蔵文化財センターの発行する『重要遺跡確認調査報告書』に掲載する。

8 留意事項

- (1) 調査の実施にあたっては、別に定める「平成 26～29 年度重要遺跡確認調査実施要領」との整合に留意する。
- (2) 調査は、オホーツク海沿岸に所在する道指定史跡等の管理との連携に留意して実施する。